陳情第12	5号	受理年月日	平成31年3月25日
付託委員会		建	設建築委員会
件名	住民のいて	の減少に伴う不	長住宅用物件等の取り壊しにつ

## 要旨

近年、道路沿いで壁が落ち始めているアパートや崩れかけの家、ごみ 屋敷など、未整備の建物等が市内で著しく目立つようになってきた。

市の統計(北九州市統計年鑑)によれば、北九州市の人口は年々減少し、住宅総数は増えているため、このような状況となるのは当然のことわりであり、未整備の建物等が加速度的にふえていくことが予想される。 ついては、次の提案を可決していただきたい。

なお、提案内容の実施に当たって、市は、所有者等の人権擁護と公共の福祉等のバランスについて、適切に対応することを求めるものである。

記

- 1 北九州市の人口は軒並み減少しているだけでなく、未整備の住宅用物件を含む建物がふえてきている。
- 2 そのため、前項の未整備の住宅用物件等の所有者等に対し、同物件 を速やかに解体し、隣地への売却(園芸農業などの用途を含む)や、 崖などの危険箇所に関しては公共用地化など、おのおのの利用場所に 基づく整備を行うことを特に促すよう求める。
- 3 市長に対し、前項の実施を速やかに行うことを求める。
- 4 これに関し、目標値として、今後、市の人口3人の減少につき、不良住宅用物件1戸以上の解体を目標とするよう求める。また、このペースでも間に合わない可能性があるため、不良物件の建てかえやリフォームの強化を促すよう求める。
- 5 市の人口減少に伴い、不良商業用物件の解体、再生等の促進もあわせて行うよう求める。
- 6 市長に対し、前2項の実施を努力目標として行うことを特に求める。
- 7 これらに関して、市民の人権をなるべく擁護しつつ推進するよう求める。